

発行所 長崎縣大村市250番地  
大村市役所  
電話(代表)750番  
印刷所 つじ印刷所

市民送報版



事前賣渡申込制とは

米の供出制度が變りました

今迄は食糧管理法及びこの法律に基づく政令によつて、農林大臣が知事へ、知事は市町村長へ、市町村長が生産者へと云う順序で出来秋に供出割当が行われていたのは御承知の通りです。

此の方法が昭和三〇年産米については「事前賣渡申込制」と云う新しい制度にかわりました。

この事前賣渡申込制と云うのは、どんなものか、本年五月七日の閣議決定を御知らせ致します。

①昭和三〇年産米については、さしあたり、現行食糧管理法を改正することなく事前賣渡申込制をと

り、従来の供出割当制に代えて、生産者の自主的賣渡と生産者から委託を受けた

集荷業者(生産者が登録されている農協又は大村倉庫)の活動促進を基調とした集荷方式をとる。②政府は、集荷業者の団体に集荷予定数量を示し、これに基づいて集荷業者は生産

者の賣渡し申込と、その履行を促進するものとし、その爲集荷業者の集荷力の育成をはかる。③本制度の円滑、かつ能率的な運営を圖るため都道府縣知事市町村長、集荷業者又は、その団体その他関係機関をもつて構成する米穀賣渡推進のための機構を設ける。

④生産者の自主的申込を促進するため、申込時に買入代金の一部概算拂を行う外所得税の軽減を考慮する。

⑤米價については、従来の諸奨励金を廢止するとともに、價格差制度を検討することとし、別途措置する。

なお事前賣渡申込制を圖示いたしますと大体下記の通りになります(經濟課)

納税に御協力を

6月30日は

固定資産税第二期分の納期です

六月三十日は、固定資産税第二期分の納期と務課又は、出張所にその旨申出て再交付を受令書は四期分とも、既に送達されており、納期には納めていたとさせていただきます。もし徴税令書内には納めていたとさせていただきます。もし徴税令書に送達されており、納期には納めていたとさせていただきます。

自轉車 荷車 税はお忘れなく

6月20日以後は督促料

鳥の作物など  
ないよう、犬の飼主は、氣をつけましょう

自轉車、荷車税の納期は五月三十一日までとなつておりましたが、六月二十日以後は、令書を通つたとき督促手数料として、二十円を徴収いたします。(稅務課)

夕パコは 市内で

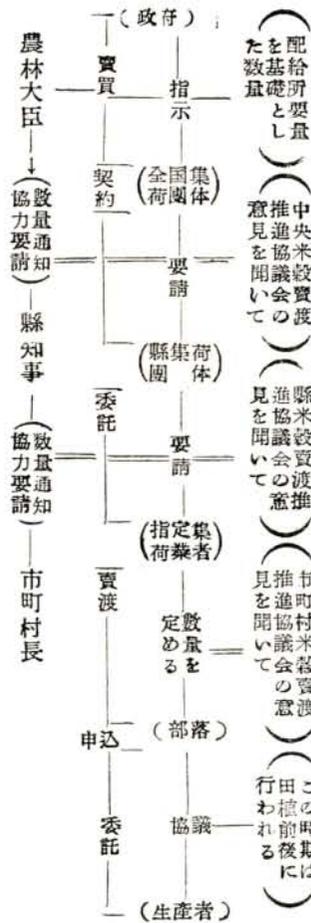
田んぼは危険です 農薬撒布は注意して

ホリドリル撒布期となり、一般農家に於ても使用される事でしょうから、先般指導を受けられた指導員、又は防除班長立合のもとに実施されるよう注意致します。特に子供さん方は、十一日頃より附近の田では遊ばないように注意して下さい。(經濟課農務係)

農繁期の要心

農繁期には、留守がちです。留守中は、あきすねらいや、火事をださないよう特に注意致しましょう。

新供出制度図示



市民各位へのお知らせは、すべて「市政だより」です。速やかに配付の上、よくお読み下さい。

# 夏の健康

6月20日～26日

## を守る週間

### 赤痢を防ごう

#### 手洗いの励行と

はえ・蚊の退治に重点を

夏季傳染病の流行期をひかえて、その予防をはかるため、全国的に夏の健康を守る週間運動を、展開することになり、本市でも左記実施要領に基いて実施することにいたしましたので、御協力を御願ひ致します。

#### ○實施期間

六月二十日から二十

六日まで

### 母と子の良い歯のコンクール

6月4日～20日

- ① 預防運動の対象となる疾病は夏季多發疾病の中、主に次の疾病に重点をおく
- ② 赤痢(疫痢)
- ③ 食中毒
- ④ 日本腦炎

#### ① 手洗いの勵行

赤痢の傳染経路としては、手指を介しての汚染が主要な傳染経路であるので、食べ物を扱う前、用便後、外出後の手洗い

△實施事項  
昭和二十五年一月一日より同年十二月末日まで生まれれた幼児(満五才)、並びにその母親(但し日本國籍を有するもの)  
△對象  
昭和三十年六月四日より六月二十日まで  
△選出の方法  
○第一次選出(診査医における選出)  
○第二次選出(保健所における選出)  
○第三次選出(保健所代表として縣衛生部に報告する)

△表彰  
△中央被表彰者(厚生省) △最優秀者(日本一) △一組(母とその子) △優秀者(準日本一) △五組(母とその子)

△實施事項  
昭和三十年六月四日より六月二十日まで  
△選出の方法  
○第一次選出(診査医における選出)  
○第二次選出(保健所における選出)  
○第三次選出(保健所代表として縣衛生部に報告する)

△表彰  
△中央被表彰者(厚生省) △最優秀者(日本一) △一組(母とその子) △優秀者(準日本一) △五組(母とその子)

△實施事項  
昭和三十年六月四日より六月二十日まで  
△選出の方法  
○第一次選出(診査医における選出)  
○第二次選出(保健所における選出)  
○第三次選出(保健所代表として縣衛生部に報告する)

△表彰  
△中央被表彰者(厚生省) △最優秀者(日本一) △一組(母とその子) △優秀者(準日本一) △五組(母とその子)

み、それらの施設の衛生的管理改善に努める。  
③「はえ」「か」の驅除  
赤痢中毒の予防として「はえ」「か」の驅除、日本腦炎の驅除(屋外にある肥溜には、むしろを覆いその上に蓋をする)  
④暴飲、暴食、過勞の防止  
暴飲、暴食は、赤痢食中毒の發病の誘因過勞、長時間の炎天曝露等は、日本腦炎發病の誘因となるので注意すること。

ク母子の良好なコンクールを、左記要領により実施し、母と子の揃つて良い歯の所有者を表彰することになつたので、多数受診されるよう御知らせ致します。

特許庁に於ては優秀な工業的發明を速やかに實施化して、國民經濟の再建に貢獻せしめるために、發明實施化試験費補助金の交付を計畫しておりますが、これに基き縣工業課に於て次のような該當者(但し幼稚園、保育所の幼児を除く)診査医は優秀な組について審査票に記入し昭和三十年六月二十五日まで、大村保健所に提出する。

○第二次選出(保健所における選出) 昭和三十年七月下旬開催の予定(内一組を保健所代表として縣衛生部に報告する)

○第三次選出(保健所代表として縣衛生部に報告する)

⑤早期受診の勵行  
早期受診は傳染病予防に重要であると共に、死亡率の高い疫痢、日本腦炎の死亡防止のため最も重要である。

補助金の融資斡旋  
特許庁に於ては優秀な工業的發明を速やかに實施化して、國民經濟の再建に貢獻せしめるために、發明實施化試験費補助金の交付を計畫しておりますが、これに基き縣工業課に於て次のような該當者(但し幼稚園、保育所の幼児を除く)診査医は優秀な組について審査票に記入し昭和三十年六月二十五日まで、大村保健所に提出する。

市政だより綴を  
作りましょう  
左圖のような「市政だより綴」を作つて、各戸に「市政だより」を綴つておきましょう。(市民課)  
竹又は板の幅は、一種五耗一二種位

△受付期間、並びに交付予定日(第二回目)予  
△補助金交付申請は從

△補助金交付の對象とは、至急、市經濟課なる試験の試験期間は、商工水産係へ御連絡交付予定日以後、六ヶ月、乃至一年以内に終了するものに限定する

病、日本腦炎の死亡防止のため最も重要である。

補助金の融資斡旋  
特許庁に於ては優秀な工業的發明を速やかに實施化して、國民經濟の再建に貢獻せしめるために、發明實施化試験費補助金の交付を計畫しておりますが、これに基き縣工業課に於て次のような該當者(但し幼稚園、保育所の幼児を除く)診査医は優秀な組について審査票に記入し昭和三十年六月二十五日まで、大村保健所に提出する。

市政だより綴を  
作りましょう  
左圖のような「市政だより綴」を作つて、各戸に「市政だより」を綴つておきましょう。(市民課)  
竹又は板の幅は、一種五耗一二種位

△受付期間、並びに交付予定日(第二回目)予  
△補助金交付申請は從

△補助金交付の對象とは、至急、市經濟課なる試験の試験期間は、商工水産係へ御連絡交付予定日以後、六ヶ月、乃至一年以内に終了するものに限定する

來個人のみを對象としていたが、法人でも差支えないこと。

△對象者  
鑛工業、農林水産、運輸通信、醫藥、衛生等に關するすべての發明を對象とする(商標をのぞき發明實用新案、意匠を含む)  
△對象者  
發明者、特許出願者又は特許權者あるいはその實施權者。(經濟課)

「ハエ」の發生源を撲滅しましょう  
特に、農家の肥溜には必ずフタをしましょう

福岡通商産業局受付締切期限：八月三十一日  
福岡通商産業局より特許庁へ申請書を送付する期限：九月十日  
福岡通商産業局意見書を特許庁へ提出する期限：九月三十日  
交付予定日：十二月上旬

「ハエ」の發生源を撲滅しましょう  
特に、農家の肥溜には必ずフタをしましょう

